

日本皮膚科学会東海地方会 規約

- 第1条 本会は日本皮膚科学会東海地方会と称す。
国際名はThe Tokai Division of Japanese Dermatological Association とする。
- 第2条 本会は皮膚科領域の知識の向上を図り、かつ会員相互の親睦を目的とし、学術集会その他の事業を行う。
- 第3条 本会の会員は主として東海地方に在住する日本皮膚科学会会員で、会の趣旨に賛同し所定の手続きを行い、会費を納入したのものをもってする。
1. 年会費 4,000 円とする。但し入会時、別に 1,000 円を納入する。
 2. 本会の会員は次の各事項を列記した入会届けを提出し、評議員会の承認を得るものとする。
 - A 所定医療機関勤務先又は個別関係に関すること。
 - B 現住所、氏名、生年月日、最終学校名とその卒業（西暦年月）
 - C 皮膚科学研修の概要
 - D その他の参考資料
 - E 評議員 1 名の推薦印を受けること
 3. 70 歳以上の会員は名誉会員とし、年間会費を免除する。
 4. 医師以外の個人または団体は、評議員会の承認を得て賛助会員になることができる。賛助会員の年会費は 10,000 円とする。賛助会員は学会において発表することができるが、演題の採否はその学会の担当校の許可を要する。また賛助会員には議決権を認めない。
- 第4条 学術集会に参加を希望するものは、担当校の許可を得、参加費（金額は別に申し合わせ事項とする）を納めて臨時会員になることができる。臨時会員は当該学会終了と同時に会員の資格を失う。臨時会員には議決権を認めない。演者として発表する場合には日本皮膚科学会会員に限る。
- 第5条 本会は次の役員をおく。任期はすべて 2 年とし、3 選を認めない。
- | | |
|------|-------|
| 会 長 | 1 名 |
| 評議員 | 1 8 名 |
| 運営委員 | 3 名 |
| 監事 | 1 名 |
- 第6条 会長は本会を代表し、本会の諸事項を総括する。会長は評議員会において推薦し、総会において信任をうけるものとする。

- 第7条 評議員は各組織より選挙により選出された大学内勤務者6名、大学外勤務者6名、開業医6名、合計18名をもって構成する。但し当人に選挙資格の変動があった場合は交代する。
- 第8条 評議員会は評議員と会長をもって構成し、評議員は本会の目的達成の為に議事項の審議並びに会長の補佐を行う。
- 第9条 運営委員会は評議員の互選によって選ばれた3名と会長をもって構成し、評議員より依託された必要な事務を処理する。
- 第10条 監事は評議員の中から互選し、会計を監査する。
- 第11条 会長は年1回総会を召集する。評議員会の要請、又は、会員の1/3以上の要請があれば臨時に総会を開催しなければならない。
- 第12条 総会は最高の議決機関であり、委任状を含め半数以上の会員の出席をもって成立する。総会の議決は出席者の1/2以上により成立する。
- 第13条 学術集会は原則として年4回開催するものとする。開催時期、内容、場所は評議員会にて決定する。
- 第14条 本会は事務局を置く。(補)事務局の設置は会長の所属する機関内とする。
- 第15条 本会の規約改正は評議員会、総会において承認を経て決定する。総会においては委任状を含め会員の1/2以上の賛成を得なければならない。
- 第16条 本会の会員は次の事項に該当した場合退会したものとする。
1. 会員の申し出
2. 2年間以上の会費未納者
3. 本会の品位を著しくきずつけたもの
但し、3項は総会の決によるものとする。
- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。
- 第18条 天災や疫病発生時の東海地方会開催、開催日時の変更及び形態については担当校と事務局で協議し決定する。開催の有無等に関する情報は、ホームページに掲載もしくはメールで通達する。
- 附 記 1. 本規約は平成23年3月13日をもって発効する。
2. 令和2年9月6日 一部改訂